

兵庫県農業振興地域整備基本方針

策 定 昭和45年4月13日兵庫県告示第450号

最終改正 令和8年5月26日兵庫県告示第504号

第1 県面積目標その他の農用地等の確保に関する事項

1 県面積目標その他の農用地等の確保に関する基本的考え方

本県は、「日本の縮図」ともいわれるように、北は日本海、南は瀬戸内海から淡路島を介して太平洋へと続き、県土のほぼ中央部には中国山地が東西に横たわり、変化に富んだ地形と多様な自然条件を有している。

このため、北部は積雪寒冷単作地域、南部は温暖多毛作地域としての特色を有しており、作目分布も極めて多岐にわたっている。

また、本県は、我が国経済の主要な地位を占める近畿圏にあって、神戸、阪神、播磨を中心に都市化が著しく進展しているため、都市農業及び都市近郊農業の色彩を一段と強めている。

このような中、本県では、水稻、野菜、果樹、花き及び畜産物等の重要な農畜産物を生産しており、たまねぎ、レタス、酒米、黒大豆、但馬牛等は、全国有数の生産実績を持ち、生産物は県内のみにとどまらず近畿圏等の消費需要に応えてきた。

しかし、重要な担い手である団塊世代のリタイアの本格化や基幹的農業従事者数の約8割を65歳以上が占め、さらに、70歳以上の者が全体の約7割を占めるなど、高齢化が進展している。

また、新規就農者数は、増加傾向にあるものの、新規就農者のうち約6割が野菜の就農者に集中し、水稻の就農者は2割未満にとどまっており、今後の面的な農地利用の維持が懸念される。

さらに、農地保全を含む集落活動の実施率が急激に低下すると言われる「9戸以下の農業集落」が増加している。

今後、さらなる高齢化の進展による労働力不足や地域活力の低下が懸念される。

一方、国内の社会情勢としては、食料自給率の低下や、気候変動による異常気象の頻発化、海外からの農産物、肥料、燃料等資材の高騰などによる食料安定供給の問題やカーボンニュートラル、SDGs等環境負荷への配慮の一層の高まり、そして、外国人観光客の増加などへの対応、輸出の拡大など様々な情勢の変化が生じている。

また、世界の食料需給を見ると、人口が増加し、食料需要が増加する一方で、気候変動による異常気象の頻発化や地政学的リスクの高まりにより、世界の食料生産・供給は不安定化している。

このような中で、農地は食料の安定供給の確保のための農業生産にとって最も基礎的な資源であるとともに、都市との交流も含めた農山村の活性化を図る上でも、また、自然環境や農業・農村が有する多面的機能の維持・保全を図る上でも不可欠な地域資源であり、その適切な維持を図るものとする。

農業振興地域整備基本方針に関する事務は、県の自治事務であることから、本県は国の「農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）」に基づき、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に向けて必要な農用地等の確保を図るため、農業振興地域制度を主体的かつ効果的に運用するものとする。とりわけ、農地のうちでも、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地につ

いては、当該農地を良好な状態で維持・保全し、かつ、その有効利用を図ることが重要である。

このため、農業振興施策を集中的に実施する一方で転用を原則として認めない区域である農用地区域については、今後とも農用地等をできるだけ保全・確保することを旨として、農用地区域に係る制度の適切な運用を図ることとする。

これらの適切な運用による計画的で秩序ある土地利用を推進するとともに、農業生産基盤の整備、次代を担う経営力の高い担い手の育成や新規就農促進等による担い手への農地の利用集積、荒廃農地の発生防止・活用対策の推進、農業体験など食と「農」に親しむ「楽農生活」の推進等による農業に携わる多様な人材の確保や農業・農村の必要性に対する理解醸成を進め、優良農地の確保及び有効利用を図るものとする。

(1) 県面積目標

ア 目標年及び目標設定の基準年

目標年は令和 17 年とし、目標設定の基準年は令和 5 年とする。

イ 令和 17 年において確保すべき農用地区域内農地面積の目標

国が策定する「農用地等の確保等に関する基本指針」の「都道府県が定める農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標の設定基準」に基づき、以下のとおり算出する。

令和 5 年の農用地区域内の荒廃農地を除く現況農地面積は、61,256ha であり、令和 2 年から令和 5 年までの 4 年間のすう勢が今後も継続するとした場合、令和 17 年には、①農地転用による農用地区域からの除外として 278ha の減少、②荒廃農地の発生として 892ha の減少が見込まれる。

これに対して令和 17 年までの施策効果として、③農業振興地域制度等の適切な運用により、農用地区域外の集団的に存在する農地の農用地区域への編入促進として 64ha の増加が見込まれる。

さらに、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援、地域計画の実現に向けて農地中間管理機構を活用した認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化の加速化、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく遊休農地に関する措置等により、④荒廃農地の発生防止として 43ha の増加、⑤荒廃農地の解消として 605ha の増加が見込まれる。

その他県独自の考慮として、⑥定期見直し等により、自然的条件が不利な農地等農用地区域の設定要件を満たさないと判断される農地の農用地区域からの除外として 835ha の減少、⑦都市計画マスタープラン等の土地利用計画に基づく開発予定による農用地区域からの除外等として 37ha の減少が見込まれる。

これらを踏まえ、令和 17 年において確保すべき農用地区域内農地面積の目標（県面積目標）を現況農地面積より 1,331ha 減の 59,925ha と設定する。

◆確保すべき農用地区域内農地面積の目標

令和5年 農用地区域内の現況農地面積 61,256ha

区 分	面 積
(すう勢)	△1,170ha
①農用地区域からの除外	△278ha
②荒廃農地の発生	△892ha
(施策効果)	712ha
③農用地区域への編入促進	64ha
④荒廃農地の発生防止	43ha
⑤荒廃農地の解消	605ha
(県独自の考慮)	△873ha
⑥農用地区域設定要件非該当	△835ha
⑦土地利用計画に基づく開発予定等	△37ha
合 計	△1,331ha

※端数処理の関係上、合計と内訳の計が一致しない。

令和17年 農用地区域内農地面積の目標 59,925ha

(2) 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進

ア 農地の保全・有効利用

多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援、地域ぐるみの話し合いにより策定した土地利用構想の実現に必要な活動経費、農地整備や施設整備費等への支援、地域計画の実現に向けて農地中間管理機構を活用した農業の担い手への農地の集積・集約化の推進、農地法に基づく遊休農地に関する措置等により農地の保全、荒廃農地の発生防止・解消・有効利用を推進するものとする。

イ 農業生産基盤の整備及び保全

地域計画と連携しつつ、スマート農業技術の導入や農地の集積・集約化に向けた農地の大区画化、草刈り・水管理等の管理作業の省力化整備、情報通信環境の整備、国内の食料需要等も踏まえた水田の汎用化等の農業生産基盤の整備を推進する。

また、農業水利施設について、水土里ビジョンの仕組みも活用しつつ、長寿命化とライフサイクルコストの低減、維持管理の効率化・高度化、補修・更新や管理に係る費用・労力の抑制を図ることなどにより、戦略的な保全管理を推進する。

これらの取組により、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。

その際、現状が農用地区域外の土地であっても当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を農用地区域に編入するものとする。

ウ 非農業的土地需要への対応

やむを得ず非農業的土地需要に対応するため、農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外を行う場合には、農用地区域内以外に代替すべき土地がなく、かつ、農業上の効率的な利用に支障が生じないことを基本とするとともに、市町の振興に関する計画や都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努める。

なお、住宅地や商業地等の都市的土地利用の需要に対しては、個別案件に左右されないよう優良農地の保全と産業振興・地域活性化のバランスのとれた将来構想を明確化するこ

とにより、農地利用と非農業的土地利用との調整・整序化を図る。その際には、県、市町の農政部局と都市部局において、十分な連携をとって推進するものとする。

また、農業振興地域整備計画の管理については、計画的に行うことが重要であり、その変更は、原則として、おおむね5年ごとに農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」）の第12条の2に基づき実施する基礎調査等に基づき行うものとする。

エ 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握

基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握するものとする。

オ 交換分合制度の活用

交換分合制度は、市町における農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農業振興地域内における農用地の集団化その他農業経営の基盤の強化に資することを目的として行うものである。

農用地区域内の土地の農業上の利用を確保するため農用地利用計画の変更を行うにあたって、当該変更に係る土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえ、この交換分合制度を必要に応じて活用するものとする。

カ 推進体制の確立等

農用地等の確保のための施策の推進にあたっては、関係部局間の連絡調整を密に行うとともに、地域の振興に関する計画や農業・農村に関する計画との調和等、制度の円滑かつ適切な運用を図るものとする。

2 農業上の土地利用の基本的方向

上記の考え方を踏まえ、各地帯別には次のとおりとする。

なお、田園地域では、都市的土地利用の拡散が見受けられることから、美しい農村づくりや魅力ある地域づくりを推進するため、都市計画や市町まちづくり条例との連携を推進するものとする。

また、都市地域では、都市農地の様々な機能を発揮するため、「兵庫県都市農業振興基本計画」に基づいた、都市農業の振興を図ることとする。

(1) 神戸農業地帯

本地帯は、神戸市1市からなり、教育、文化、福祉等の高度都市施設と産業の集積によって、県内の中心的地域として重要な位置を占めるとともに、京阪神大都市圏の一角を形成している。

この地帯の農業は、農家戸数で県内の約5.4%（2025年農林業センサス。以下同じ）、耕地面積では6.1%（令和7年耕地面積調査。以下同じ）を占め、都市化の進んだ地域と農業地域が隣接する地域であり、神戸ビーフや神戸ワイン等に代表される神戸ブランド農産品が生産されている。

今後は、生産者と消費者が近接した立地条件を生かし、化学合成農薬や化学肥料をできるだけ使わない「こうべ旬菜」の生産・取り扱いの拡大や市内の学校給食用食材としての供給、農業体験や実践など県民の楽農生活の総合的支援拠点である「兵庫楽農生活センター」の活用により、食と「農」の理解を深める取組を進め、都市近郊農業として振興を図っていく。

一方、農業以外の土地利用においては、住宅地や商業地としての需要から、都市的土地利用との競合が生じている。このため、農業振興地域制度の適正な運用に加え、地域住民の合意に基づき土地利用計画等を定めた市の「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例」（平成8年制定）により、農地と他の土地利用との整序化を進め、優良農地の確保を図る。

(2) 阪神農業地帯

本地帯は、宝塚市ほか6市1町からなり、神戸と大阪の間に位置し、都市化の進んだ地域である。

この地帯の農業は、農家戸数で県内の6.3%、耕地面積では4.5%を占める地域で、葉物野菜、花木、いちじく等は当地域を代表する地域ブランドである。

今後は、生産者と消費者が近接する立地の優位性を生かし、葉物野菜等都市近郊農業の振興を図るとともに、荒廃農地の活用も含めた市民農園の整備を推進する。

また、北部を中心に水田における新たな高収益作物として阪神産早生黒大豆枝豆の総称「六甲黒ゆたか」の品種リレー出荷によるブランド化に取り組む。

一方、農業以外の土地利用においては、住宅地や商業地の需要から、都市的土地利用との競合が生じている地域もある。このため、農業振興地域のある宝塚市、三田市、猪名川町においては、農地保全と産業振興・地域活性化のバランスのとれた市町全体の将来ビジョンにより、農地と他の土地利用との整序化を進め、優良農地の確保を図る。

(3) 東播磨農業地帯

本地帯は、明石市ほか2市2町からなる京阪神大都市圏に隣接する外縁地域で、瀬戸内臨海工業地帯として混住化が進む中で、田園やため池など豊かな自然や伝統文化の残る地域である。

この地帯の農業は、農家戸数で県内8.5%、耕地面積では6.2%を占めており、比較的温暖な気候にも恵まれた地域である。

今後は、都市近郊の優位性を活かし、旬の地域農産物を安定的に供給する生産体制を確立するとともに、地域内に数多くあるため池の保全と地域利用に引き続き取り組む。

また、東播磨産農産物のブランド力を強化し、都市近郊の地の利を活かした販売促進につなげるため、スイートコーン、六条大麦、メロン等の既存ブランド製品の生産力強化と更なる認知度向上を図るとともに、新たな特産品を発掘する取組を推進する。

一方、農業以外の土地利用においては、住宅地としての需要から、都市的土地利用との競合が生じている地域も見られる。このため、農業振興地域のある明石市、加古川市、稲美町においては、農地保全と産業振興・地域活性化のバランスのとれた市町全体の将来ビジョンにより、農地と他の土地利用との整序化を進め、優良農地の確保を図る。

(4) 北播磨農業地帯

本地帯は、西脇市ほか4市1町からなり、農家戸数は県内の17.2%、耕地面積は19.7%を占める阪神大都市圏の外縁地域で、内陸部に位置し中国山地沿いの中山間地域と加古川流域の穀倉地帯から成る全国有数の酒米産地で、山田錦をはじめ、ぶどう等果樹・果菜類・花壇苗等の生産も盛んな比較的温暖な気候にも恵まれた地域である。

今後は、集落営農組織や認定農業経営体、新規就農者等による生産コストの低減と高収益化を推進するとともに、滞在型農園・観光農園等「楽農生活」の場を拡大し、都市との交流を深めて農業理解の醸成を図り、併せて多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払などの日本型直接支払制度や農地中間管理事業を活用して農地を積

極的に保全する。

一方、農業以外の土地利用においては、平野部は、高速道路網が整備され、企業進出の候補地としても有望であることから、非農業的土地需要が見込まれる地域もある。このため、地域の土地利用の状況を踏まえ、農地保全と産業振興・地域活性化のバランスがとれた市町地域全体の将来ビジョンにより、農地と他の土地利用との整序化を進め、優良農地の確保を図る。

(5) 中播磨農業地帯

本地帯は、姫路市を中心とした播磨地域の中心地域で、姫路市ほか3町からなり、中国山地につながる中山間地域や市川、夢前川流域の平野部及び家島諸島からなる地域である。

この地帯の農業は、農家戸数は県内の10.8%、耕地面積では9.3%を占め、比較的温暖な気候にも恵まれ、集落営農等による営農が盛んな地域であり、水稻・麦等の土地利用型作物が中心である。

そのほか園芸作物として施設栽培となる葉物野菜、トマト、いちご等が生産されている。

あわせて、地域特産物として太市のたけのこ、姫路のれんこん、網干メロン、ゆず、もち麦等の栽培もされており地域住民に親しまれている。

今後は、産地づくりをより一層推進することや、直売所の整備等により地産地消の取組を充実させるとともに、農業体験施設や地域の観光資源を結んだネットワーク化を推進することにより、都市住民との交流を推進する。

また、中山間地域では、中山間地域等直接支払制度等を活用し農地の保全に努める。

一方、農業以外の土地利用においては、姫路市への通勤者の住宅需要の増加などにより宅地開発が進み、都市的土地利用との競合が生じている地域もある。このため、農地保全と産業振興・地域活性化のバランスのとれた市町全体の将来ビジョンにより、農地と他の土地利用との整序化を進め、優良農地の確保を図る。

(6) 西播磨農業地帯

本地帯は、姫路市に隣接する地域で相生市ほか3市3町からなり、揖保川、千種川流域の平野部と中山間地域からなる地域である。

この地帯の農業は、農家戸数は県内の12.5%、耕地面積では13.3%を占め、比較的温暖な気候にも恵まれ、土地利用型農業が盛んな地域である。

今後は、大規模土地利用型農家や農業法人への農地の集積促進や、地元の食品会社と連携した麦・大豆・バジル等の生産振興、施設園芸による果菜類・葉物野菜の生産拡大に努める。

また、担い手農家が少ない中山間地域等については、中山間地域等直接支払制度等を活用し、適切な農地管理を推進する。

一方、農業以外の土地利用においては、住宅地や商業地の需要から都市的土地利用との競合が生じている地域もある。このため、農地保全と産業振興・地域活性化のバランスのとれた市町全体の将来ビジョンにより、農地と他の土地利用との整序化を進め、優良農地の確保を図る。

(7) 但馬農業地帯

本地帯は、日本海から県中央部の中国山地までの広範な地域で豊岡市ほか2市2町からなり、円山川流域の限られた平地部と広大な中山間地域からなる地域である。

この地帯の農業は、農家戸数は県内の14.9%、耕地面積では14.3%を占め、自然条件の厳しい中で水稻を主体として有機野菜、岩津ねぎ、たじまピーマン、なし、朝倉さんしょ、

美方大納言小豆等の特色ある農業生産活動が行われている地域である。

また、豊岡市を中心に「コウノトリ野生復帰推進計画」が進められるなど、生態系に配慮した農業生産活動が展開されている。

今後は、より一層人と環境にやさしい農業を推進するとともに、市民農園や農産加工体験施設の整備により農林水産体験機会の充実を図り、農家民宿等による新たな体験型・交流型ツーリズムに取り組む。

一方、農業以外の土地利用においては、北近畿豊岡自動車道、鳥取豊岡宮津自動車道の整備に伴い、非農業的土地需要が見込まれる地域もある。このため、地域の土地利用の状況を踏まえ、農地保全と産業振興・地域活性化のバランスのとれた市町全体の将来ビジョンにより農地と他の土地利用との整序化を進め、優良農地の確保を図る。

また、中山間地域等は、都市住民との交流を推進し、農村に対する理解を醸成するとともに、中山間地域等直接支払制度等を活用し、農地の保全に努める。

(8) 丹波農業地帯

本地帯は、中国山地に囲まれた盆地にある丹波篠山市及び丹波市からなり、農家戸数は県内の12.7%、耕地面積は13.5%を占める伝統的な農山村としての風土的特徴をよく残す地域で、「丹波の森宣言」の下、人と自然と文化の調和した地域づくりが展開され、環境に配慮した農業や交流型農業も盛んに展開されている。

今後は、安全安心な生産方式を更に拡充し、丹波黒大豆、丹波大納言小豆、丹波栗等の丹波ブランド農産物の生産拡大を推進する。

一方、農業以外の土地利用においては、JR福知山線の複線電化や舞鶴若狭自動車道の整備等に伴い、京阪神への通勤圏として宅地化が進んでいる地域もあり、非農業的土地需要の増大が見込まれる地域もある。このため、地域の土地利用の状況を踏まえ、農地保全と産業振興・地域活性化のバランスのとれた市全体の将来ビジョンにより、農地と他の土地利用との整序化を進め、優良農地の確保を図る。

また、中山間地域等は、中山間地域等直接支払制度等を活用しながら農地の保全に努める。

(9) 淡路農業地帯

本地帯は、県南部の淡路島全域で、洲本市ほか2市からなり、農家戸数は県内の11.8%、耕地面積は13.1%を占め、京阪神大都市圏に近接した県下で最も温暖な気候や優れた自然景観に恵まれた地域である。

南部地域では、排水の良い土壌条件に恵まれた水稲・たまねぎ・レタスの三毛作体系が確立され、非常に高い耕地利用率の下、野菜と畜産の複合経営や耕畜連携が実践されている。

北部地域では、気候・立地条件を活かした集約的な施設花きや施設野菜、多彩な果樹の生産が営まれ、また、島内全域で畜産業が営まれ、生乳生産、但馬牛繁殖の拠点となっている。

また、県下のため池の約4割に相当する約9,400カ所のため池があり、重要な役割を担う用水源となっている。

しかし、農地整備率が県下で最も低く、他産地と比べて耕作条件が不利であることから、野菜作に適した農地整備を促進するほか、機械化作業体系の導入及び集出荷体制の確立等により農業生産体制の強化を図る。

また、中山間地域等は、中山間地域等直接支払制度等を活用しながら農地の保全に努め

る。

荒廃農地が多い北部丘陵地域では、企業参入等による多様な担い手を中心とする農業生産の推進や、市民農園、体験農業の実施等により、荒廃農地の解消を推進する。

一方、本地帯は中央部を明石海峡大橋から大鳴門橋へとつながる神戸淡路鳴門自動車道が縦断しており、北部地域を中心に非農業的土地需要が見込まれる地域もある。このため、地域の土地利用の状況を踏まえ、農地保全と産業振興・地域活性化のバランスのとれた市全体の将来ビジョンにより、農地と他の土地利用との整序化を進め、優良農地の確保を図る。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

(単位：ha)

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
神戸農業地帯	神戸地域 (神戸市)	神戸市のうち、都市計画法の市街化区域及び自然公園法の国立公園の特別保護地区並びに農用地等として使用できない森林地帯等を除いた区域	総面積*1 10,326 (農用地面積*2 5,080)
阪神農業地帯	宝塚地域 (宝塚市)	宝塚市のうち、都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 592 (農用地面積 425)
	三田地域 (三田市)	三田市のうち、都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 4,721 (農用地面積 2,266)
	猪名川地域 (猪名川町)	猪名川町のうち、都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 997 (農用地面積 329)
	小計		総面積 6,310 (農用地面積 3,020)
東播磨農業地帯	明石地域 (明石市)	明石市のうち、都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 852 (農用地面積 381)
	加古川地域 (加古川市)	加古川市のうち、都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 4,308 (農用地面積 2,459)
	高砂地域 (高砂市)	高砂市のうち、都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 130 (農用地面積 100)
	稲美地域 (稲美町)	稲美町のうち、都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 2,999 (農用地面積 1,620)
	小計		総面積 8,289 (農用地面積 4,561)
北播磨農業地帯	西脇地域 (西脇市)	西脇市のうち、都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 2,666 (農用地面積 1,157)
	三木地域 (三木市)	三木市のうち、都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 6,256 (農用地面積 3,786)
	小野地域 (小野市)	小野市のうち、都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 5,613 (農用地面積 2,350)
	加西地域 (加西市)	加西市のうち、都市計画法の用途地域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 7,852 (農用地面積 3,891)
	加東地域 (加東市)	加東市のうち、都市計画法の市街化区域及び用途地域並びに農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 5,643 (農用地面積 2,918)
	多可地域 (多可町)	多可町のうち、農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 3,161 (農用地面積 1,415)
	小計		総面積 31,191 (農用地面積 15,517)
中播磨農業地帯	姫路地域 (姫路市)	姫路市のうち、都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 9,559 (農用地面積 3,750)
	市川地域 (市川町)	市川町のうち、農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 1,930 (農用地面積 919)
	福崎地域 (福崎町)	福崎町のうち、都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 1,659 (農用地面積 773)
	神河地域 (神河町)	神河町のうち、農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 2,366 (農用地面積 847)
	小計		総面積 15,514 (農用地面積 6,288)
農業	指定予定	指定予定地域の範囲	指定予定

地帯名	地域名		地域の規模
西播磨 農業地帯	相生地域 (相生市)	相生市のうち、都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 1,296 (農用地面積 566)
	赤穂地域 (赤穂市)	赤穂市のうち、都市計画法の市街化区域、自然公園法の国立公園の特別保護地区及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 2,359 (農用地面積 994)
	宍粟地域 (宍粟市)	宍粟市のうち、都市計画法の用途地域、自然公園法の国定公園の特別保護地区及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 6,107 (農用地面積 2,690)
	たつの地域 (たつの市)	たつの市のうち、都市計画法の市街化区域及び用途地域並びに農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 6,321 (農用地面積 3,120)
	太子地域 (太子町)	太子町のうち、都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 1,051 (農用地面積 525)
	上郡地域 (上郡町)	上郡町のうち、都市計画法の市街化区域及び用途地域並びに農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 2,749 (農用地面積 934)
	佐用地域 (佐用町)	佐用町のうち、都市計画法の用途地域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 5,226 (農用地面積 1,771)
	小計		総面積 25,109 (農用地面積 10,599)
但馬 農業地帯	豊岡地域 (豊岡市)	豊岡市のうち、都市計画法の用途地域、自然公園法の国立公園及び国定公園の特別保護地区並びに農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 14,374 (農用地面積 5,685)
	養父地域 (養父市)	養父市のうち、自然公園法の国定公園の特別保護地区及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 7,148 (農用地面積 2,349)
	朝来地域 (朝来市)	朝来市のうち、都市計画法の用途地域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 5,396 (農用地面積 2,069)
	香美地域 (香美町)	香美町のうち、自然公園法の国立公園の特別保護地区及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 5,219 (農用地面積 1,858)
	新温泉地域 (新温泉町)	新温泉町のうち、自然公園法の国立公園及び国定公園の特別保護地区並びに農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 4,607 (農用地面積 1,601)
	小計		総面積 36,744 (農用地面積 13,560)
丹波 農業地帯	丹波篠山地域 (丹波篠山市)	丹波篠山市のうち、都市計画法の用途地域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 8,786 (農用地面積 4,539)
	丹波地域 (丹波市)	丹波市のうち、農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 10,950 (農用地面積 6,555)
	小計		総面積 19,736 (農用地面積 11,093)
淡路 農業地帯	洲本地域 (洲本市)	洲本市のうち、都市計画法の用途地域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 8,162 (農用地面積 2,561)
	南あわじ地域 (南あわじ市)	南あわじ市のうち、農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 10,002 (農用地面積 4,649)
	淡路地域 (淡路市)	淡路市のうち、農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 9,538 (農用地面積 3,961)
	小計		総面積 27,701 (農用地面積 11,171)
兵庫県	合計		総面積 180,919 (農用地面積 80,890)

* 1 総面積：農用地面積のほか、農業用施設用地、山林等を含めた農業振興地域として指定（予定）されたすべての面積

* 2 農用地面積：農業振興地域として指定された土地のうち、田、畑、樹園地及び採草放牧地の面積、いずれも県調べ
令和5年確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況等の調査（R5.12.31現在）による（高砂市は県推計値）

第3 農業生産基盤の整備及び開発に関する事項

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

人口減少や高齢化が進む中、限られた労働力での生産性向上や効率化、高品質化等を図るためには、担い手への農地集積・集約化を図るとともに、基盤となる農地や農業用施設の整備により、先端技術を積極的に活用したスマート農業を推進することが重要である。

このため、地域計画の目標達成へ向け、担い手のニーズに応じて ICT 農機の作業効率を高める農地の大区画化や自動給水栓の導入が可能となる用水路のパイプライン化などを計画的に推進する。また、泥上げや草刈り等の維持管理を省力化する排水路の管路化や幅広・緩傾斜型畦畔などの整備を推進する。

2 兵庫県の農業地帯別の構想

(1) 神戸地域

整備した農地のほとんどは用水路をパイプライン化しており農地整備（一次整備）は完了に近づいている。

また、将来的には土地利用型作物主体の経営から野菜を組み入れた経営に転換を図る意欲ある担い手が耕作する農地を対象とした暗渠排水等の整備を推進する。

(2) 阪神地域

県平均より農地整備率の低い猪名川町を除き、農地整備（一次整備）は、ほぼ完了している。

将来的には、野菜等の生産拡大を図るための暗渠排水やパイプライン化及び大区画化等、二次整備を推進する。

(3) 東播磨地域

農業振興地域を有する明石市・加古川市・稲美町では農地整備（一次整備）は概ね完了しており、パイプライン化も 60%を超えている。

また、都市近郊に立地することから将来的には野菜等の高収益作物を導入するための暗渠排水等の整備を推進する。

(4) 北播磨地域

農地整備（一次整備）の整備年次が比較的古いため、大区画は 1 割、パイプラインは 3 割程度である。

将来的には、担い手の意向を踏まえつつ、地域計画の実現に向けて、大区画化やパイプライン化、高収益作物導入に向けた暗渠排水整備を推進する。

(5) 中播磨地域

農地整備済の農地については、法人化された営農組織がある地区などにおいては、ほ場の大区画化や用排水のパイプライン化等の整備を推進する。

(6) 西播磨地域

農地整備率は、太子町、赤穂市、たつの市が県平均より低い。

将来的には、区画の拡大や野菜・麦・大豆作にも適する水田の汎用化を目指した整備を推進する。

(7) 但馬地域

北部は、大半が山間の急傾斜地であり、農地整備の実施が考えられる農地は限定的であり、整備済の農地は、用排水路が開水路で整備された地域が多い。

将来的には、生産コストの低減を図るため、大区画化などの整備を推進する。

一方、南部では、農地整備は概ね完了しているが、整備済農地は用排水路が開水路で整備されたものが多い。

将来的には、農作業の省力化のための用水パイプライン化や土地利用型農業に適した大区画化などの二次整備を推進する。

(8) 丹波地域

農地整備（一次整備）は、ほぼ完了しているが、用排水路が開水路で整備されたものが多い。

将来的には、黒大豆・大納言小豆等のブランド農産物の生産拡大のため、区画の拡大や暗渠排水の整備を推進する。

(9) 淡路地域

農地整備率は、県下で最も低く、農地整備が遅れている地域である。

一方、温暖な気候を活かして、水稻作の裏作として、たまねぎやレタスが栽培されており、野菜作を前提として排水性や作業性に配慮した農地整備を推進する。

3 広域整備の構想

○ 農業水利施設の計画的な長寿命化と維持管理

農業水利施設のライフサイクルコストの縮減と長寿命化を図るため、老朽化が進む施設の機能診断を実施し、機能保全計画に基づき、適切な時期に補修・改修を行う。

あわせて、更新時には、施設の統廃合など地域の実情や将来像を踏まえた施設の機能の見直しを行う。

また、維持管理を担っている土地改良区に対して、財務管理の強化や小規模な土地改良区の事務の共同化・合併を支援するなど、各土地改良区の状況を踏まえた運営基盤の強化を推進する。

第4 農用地等の保全に関する事項

1 農用地等の保全の方向

国際情勢の変化等による世界の食料需給の不安定化や、農業者の減少が進む中、将来にわたる県民への食料の安定的な供給に向け、農地法や農業振興地域の整備に関する法律などの適正な運用により、農業生産基盤である優良な農地の確保を図る。

2 農用地等の保全のための事業・活動

(1) 荒廃農地の発生防止・解消

農業委員会による農地パトロールや所有者等の意向を踏まえた農地の利用調整活動を通じて、荒廃農地の発生防止・解消を推進する。

さらに、都市部だけでなく、農山漁村内を含めた農村ボランティアなど多様な人材の活用を推進し、収穫などの生産サポート体制づくりや、草刈りなどの地域が共同で実施する農地活用・保全の取組を支援することにより、荒廃農地の発生を防止する。

また、県関係機関や市町の連携による一体的推進体制のもとで、地域での話し合いにより、活用すべき農地をまとめて農地中間管理機構を通じて規模拡大志向農家や自給的農家など多様な担い手へ貸し付け、農地の集積・集約化と維持・活用を推進する。

あわせて、活用が困難な農地については、鳥獣緩衝帯やビオトープなど農地の保全のための多様な取組を支援する。

(2) 農村地域の多面的機能の維持・発揮の促進

県土の保全や水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有する農地や水路、ため池、農道などの地域資源について、その多面的機能の発揮を促進するため、多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度などを活用し、非農家も含めた地域ぐるみによる維持・保全活動を支援する。

また、活動組織の体制を強化し、維持・保全活動を継続するため、活動組織の広域化を促進する。

特に、ため池については、県民一人ひとりが各々の立場でかいぼりなどの取組を実施する「ため池保全県民運動」を推進する。

(3) 農村 RMO の推進

人口減少・高齢化の進行により、農業生産に係る共同活動や地域資源の保全、生活インフラの維持、買物困難者等への食品アクセスの確保など、集落維持に必要な取組を行う機能が弱体化する中、地域コミュニティ機能の維持・強化を図るため、研修会の開催等により地域をコーディネートする人材や地域リーダーを確保・育成し、地域づくりの伴走支援等を行うことによって、農村型地域運営組織（農村 RMO）の形成を促進する。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

地域計画が策定された地域においては、地域計画の地区間連携や広域化の推進、担い手の確保・育成による耕作者検討中農地の解消等に向けた継続的な話し合いを働きかけ、地域計画の定期的な見直しを推進する。

あわせて、未策定地区においては、早期策定を推進するため、市町による伴走支援に取り組む。

また、地域計画の実現に向けて、農業委員会による農地所有者等の意向把握や土地利用調整を行い、農地中間管理機構を活用した農地の貸借等を進め、目標地図に基づき、規模拡大志向農家への農地の集積・集約化や多様な担い手による農地の維持・活用を推進する。

○ 農業地帯別の構想

(1) 神戸農業地帯

葉物野菜、キャベツ、トマト、いちご等の野菜や、ぶどう、なし、いちじく等の果樹、切り花、花壇用苗の栽培や肉用牛、乳用牛を飼養する農業者等を対象に認定農業者を育成する。

また、土地利用型作物を栽培する集落営農組織の体制強化、雇用労働力の活用も積極的に推進する。

(2) 阪神農業地帯

水稻やねぎ、トマト、いちご、こまつなやほうれんそう等の葉物野菜、花木、いちじく等を栽培する農業者等を対象に認定農業者を育成する。

また、北部の土地利用型作物（水稻（うるち米、もち米、酒米）、黒大豆、そば等）を栽培する集落営農組織の体制強化を推進する。

(3) 東播磨農業地帯

キャベツ、レタス、ブロッコリー、トマト、スイートコーン、メロン、いちご、葉物野菜等の野菜、いちじく等の果樹、花きの栽培や乳用牛、肉用牛を飼養する農業者等を対象に、認定農業者を育成する。

また、土地利用型作物（水稻、六条大麦、小麦、大豆等）等を栽培する集落営農組織の体

制強化を推進する。

(4) 北播磨農業地帯

土地利用型作物（水稲（主食用米、山田錦など酒米）、麦、大豆等）、ぶどう等果樹、葉ボタン等花き、乳用牛・肉用牛・養鶏等の農業者や農業法人等を対象に、認定農業者を育成する。

また、土地利用型作物や高収益作物を栽培する集落営農組織の体制強化を推進する。

(5) 中播磨農業地帯

土地利用型作物（水稲、小麦、もち麦、大豆、大納言小豆等）、葉物野菜、トマト、たけのこ、れんこん等の野菜、ゆず等の栽培や乳用牛、肉用牛、採卵鶏を飼養する農業者等を対象に、認定農業者を育成する。

また、土地利用型作物を栽培する集落営農組織の体制強化を推進する。

(6) 西播磨農業地帯

土地利用型作物（水稲、麦、黒大豆、佐用もち大豆等）、にんじん、だいこん、トマト等の野菜や花壇用苗等を栽培する農業者等を対象に認定農業者の育成を推進するとともに、いちご、いちじく、さんしょうやバジル等の産地化を進め、土地の効率的利用と新たな担い手を育成する。

また、土地利用型作物を栽培する集落営農組織の体制強化を推進する。

(7) 但馬農業地帯

土地利用型作物（水稲、そば、黒大豆等）、キャベツや岩津ねぎ、だいこん、ピーマン、ほうれんそう等の野菜及びなしやぶどう等の果樹の栽培並びに但馬牛、ブロイラーを飼養する農業者等を対象に認定農業を育成する。

また、土地利用型作物を栽培する集落営農組織の体制強化を推進する。

(8) 丹波農業地帯

水稲、黒大豆、やまのいも、大納言小豆、くり、茶等の丹波ブランド農産物を栽培する農業者等を対象に水稲＋野菜等の複合経営を支援する等認定農業者を育成する。

また、土地利用型作物を栽培する集落営農組織の体制強化を推進する。

(9) 淡路農業地帯

たまねぎ、レタス、はくさい、キャベツ等の野菜や、カーネーション、ストック等の切り花、かんきつ、いちじく等の果樹の栽培や肉用牛、乳用牛を飼養する農業者等を認定農業者として育成する。

また、淡路島に適した集落営農を推進するとともに、意欲の高い集落営農組織については法人化を支援し、持続可能な組織として体質強化を図る。

第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

1 重点作物別の構想

(1) 水稲

地球温暖化による品質低下や近年の燃料・肥料等の価格の高騰により、稲作経営に影響を与えている。

そこで、主食用米においては、コ・ノ・ホ・シをはじめとする高温耐性品種の普及を促進し、品質の高い米の安定生産を推進するとともに、生産性向上と水稲の担い手育成や地域全体の農地活用を推進する。

特に農作業の省力化や効率化による米生産の低コスト化に向けては、直播栽培等の栽培技

術に加え、自動水管理システムの設置やドローンを活用した農薬散布等のスマート農業技術の導入、土壌分析による施肥量の適正化や減化学肥料の普及など低コスト構造の転換に必要な機械の導入や施設の整備を推進する。

また、ライスセンターや育苗施設の再編等による生産・出荷体制の効率化を促進する。

(2) 麦・大豆

食料安全保障の観点から踏まえ、輸入依存度が高い麦・大豆等については、製粉会社や醤油会社等から、麦・大豆の増産が求められている。

そこで、ニーズを的確にとらえ、優良品種の導入、基本技術の励行等を進めながら生産振興・拡大を図るとともに、持続可能な経営を実現するため、低コストで環境に配慮した生産に必要な機械の導入や施設の整備を支援する。

(3) 野菜

本県を代表するたまねぎをはじめとする露地野菜では、省力化や効率化により産地の生産体制の維持とともに、加工・業務用野菜など実需者ニーズを踏まえた新産地を育成するため、たまねぎの機械化一貫体系の導入や大型育苗施設をはじめとする共同利用施設、大型コンテナ出荷施設、産地加工施設の整備など、露地野菜生産及び流通の省力化や効率化、適正施肥等による低コスト生産のための機械化や施設整備を推進する。

施設野菜では、地域の営農条件や生産者の経営規模に応じた環境制御技術の導入など、高品質と安定生産を推進する施設整備を推進する。また、頻発する異常気象や近年の燃料等の価格高騰にも対応できるよう、自然災害に強い施設とするための補強対策や省エネ設備の導入などを推進する。

(4) 果樹

全国上位品目のいちじくなど、都市近郊の立地条件を最大限に活かしつつ、産地ごとの振興計画に基づいて、供給量の拡大と消費者が求める品質を確保するため、優良品種への新植・改植を推進するとともに、高品質化・省力化・省エネルギー化を実現する生産や流通に必要な機械の導入や施設の整備を支援する。

(5) 花き

多様化する消費者ニーズに対応し、新鮮・多彩・個性豊かな花き生産を支援するため、多彩な品目・品種の導入を図るとともに、お盆など物日対応のための開花調整技術等の導入、高品質化・省力化・省エネルギー化を実現する生産や流通に必要な機械の導入や施設の整備を支援する。

(6) 畜産

肉用牛では、旺盛な神戸ビーフの需要に応えるため、繁殖経営の規模拡大や新規参入を進め、優秀な繁殖雌牛の導入や牛舎・機械等の整備を支援するとともに、繁殖雌牛の増頭に努める。また、但馬牛繁殖雌牛から採取した受精卵を、酪農家や交雑種を肥育する農家等の雌牛に移植する取組を推進する。

酪農では、ゲノミック評価検査など最新技術を活用し、長命連産性に優れた収益性の高い牛群への転換を推進する。また、自家産生乳を使ったチーズ等乳製品の製造・販売など6次産業化を支援する。

養豚・養鶏では、県産飼料用米やエコフィードなど、地域資源を活用した個性・特長のあふれる付加価値の高い豚などの安定生産を推進する。また、国内における鶏卵・鶏肉需要の高まりに応えるとともに、畜産GAPの認証取得やアニマルウェルフェア等の輸出先国が求める基準に見合った施設整備や衛生管理を推進する。

また、畜産堆肥の地産地消を広げるため、耕種農家と畜産農家、堆肥センター間のマッチングを推進するほか、農作業受託組織や営農組織に対する堆肥保管施設の整備、堆肥散布機等の導入を支援する。あわせて、堆肥のペレット化や袋詰め堆肥など広域流通や利用拡大につながる取組、さらには、ガス発酵産物として生じる消化液のほ場散布を通じて耕畜連携を推進する。

(7) 飼料作物

飼料の海外への依存を軽減し、飼料用稲など実需の高い飼料を増産するため、機械導入や保管庫などを支援するとともに、品質の安定化や輸送の効率化を図る。

2 スマート化のための構想

○ スマート農業技術の導入

各地域の営農課題（作業の省力・低コスト化、高品質化など）の解決のために、ICTやセンシング技術、自動化技術などスマート農業技術を活用する体制づくりを推進する。

このため、専門家による産地とスマート農業技術のマッチング、核となる人材の育成、県独自のスマート農業技術の開発・普及、機械・施設の整備支援等を推進し、産地の課題解決を加速化する。

特に水田農業においては、農業支援サービス事業者によるスマート農業機械による作業請負の推進等により、小規模経営体においても、スマート農業技術が活用できるようにするとともに、大規模経営体においてはスマート農業技術を活用した革新的な農業技術を導入するなど、経営規模に応じた技術導入を支援する。

あわせて、ICT農機の作業効率を高める農地の大区画化や自動給水栓の導入が可能となる用水路のパイプライン化などを計画的に推進する。

3 広域整備の構想

共同利用施設の機能向上とともに、老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を進め、産地の生産力の向上を図る。

第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

1 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

多様な地域農業の担い手の確保・育成を加速的に行う必要があることから、経営体質の強化や法人化、経営の多角化などを促進し、生産販売や経営管理などについて高い能力と優れた経営感覚を兼ね備えた経営体の育成を推進する。

また、新規就農者の確保・育成については、就農支援センター等における相談体制や農業大学校等における研修等の充実等により、円滑な就農を支援する。

そのためには、加工、流通、販売の経営多角化を促進する施設の設置や、新規就農者や規模拡大農業者等のための農業機械の導入や施設の整備、営農技術や経営手法を学ぶ施設の整備を支援する。

また、農福連携などを目的とした農産物生産・加工販売施設、ユニバーサル農園の整備を支援する。

2 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

(1) 地域農業を牽引する担い手の経営力強化

本県農業の持続的発展に向け、効率的かつ安定的な経営の実現、経営の継承や人材の確保等を図るため、就農希望者に対してはセミナー・相談会等の開催により就農を支援する。あ

わせて、法人化を目指す認定農業者、集落営農組織等に対しては中小企業診断士等の専門家による個別指導等を実施するなど、農業経営の法人化を支援する。

また、女性の積極的な参画など地域の多様な人材の活躍支援や制度資金の活用促進等による法人経営の発展・高度化に加え、経営リスクに備えたBCP（事業継続計画）の作成や収入保険制度への加入等の推進による経営の安定化を図り、将来にわたり地域農業を担う法人経営体を育成する。

(2) 新規就農者や多様な経営体の確保・育成

地域農業の担い手の安定的確保に向け、出張相談会や説明会など都市部での就農サポート機能の強化、農業の基礎知識を習得する講座の開催、先進農家でのインターンシップ、農業大学校等での研修、就農後の親方農家による定着支援、経営継承による後継者確保支援、農業高校と連携した農業関係機関との交流や研修による農業高校生の就農誘導など、新規就農者の確保から育成・定着までを一貫的に支援する。

また、担い手不足や高齢化が進む中、稲作経営の新たな担い手の育成・定着を図る仕組みの構築に取り組むとともに、農作業を請け負う農業支援サービス事業体の取組拡大や経営継承の相談対応等による大規模経営体や中小規模経営体への営農継続支援、企業の参入や地域との連携活動などを推進し、地域農業を支える多様な担い手の確保・育成を図る。

さらに、兵庫楽農生活センター等において、農業と他の仕事や好きなこと「X」を組み合わせたワークスタイルを目指す方を対象に、半農半Xコースなどニーズに応じた研修プログラムにより、農業経営に必要な知識・技術の習得を支援する。

(3) 有機農業の担い手育成

有機農業アカデミー（令和8年4月開講）で、学生ごとに整備したビニールハウス・露地ほ場を用いた実践的なカリキュラムの実施により、「経営として成り立つ」有機農業を実践できる新たな担い手を育成する。

有機農業に地域ぐるみで取り組む市町が増加する中、気候条件に適した技術や品目の選択、緑肥や地域資源を活かした土づくりなど、地域が取り組みやすい技術を指導する熟練農業者と連携しながら、さらなる有機農業の推進を図る。

(4) 農福連携の普及推進・取組強化

農福連携の普及拡大に向けて研修会の開催や普及啓発資料等により農福連携の意義や取組事例の紹介、支援体制を周知し、農業分野における障害者や高齢者等の就業機会の創出につなげるとともに、農福連携で生産された商品等を通じて県民の理解醸成を図るなど農福連携の取組を推進する。

また、農業側と福祉側に相談窓口を設置し、農福連携コーディネータ、農福連携推進員による農作業受委託等を通じたマッチングを支援する。

さらに農福連携技術支援者育成研修により、各地域において農業と福祉の双方にアドバイスができる人材を育成する。

第8 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

1 農業就業者の安定的な就業の促進の目標

担い手の経営基盤の強化を図るため、既存農家の法人化や企業の農業参入等を推進する。

また、6次産業化の取組やグリーンツーリズムの促進など他分野と連携した農業の多面的な発展を図り、地域における安定的な就業機会の確保を推進する。

2 農村地域における就業機会の確保のための構想

6次産業化や、食関連事業者、観光事業者など地域の多様な事業者と農林漁業者と多様な分野との異業種連携による新商品・新サービスの創出に取り組む「『農』イノベーションひょうご」、地域住民が農業を支えるCSA（地域支援型農業）などの取組を推進することにより地域の就業機会の確保を図る。

なお、これら就労の機会確保のための施設整備用地は、優良農用地の保全等、農業生産環境の保全に配慮し、農用地利用計画との整合性に十分留意の上、産業振興・地域活性化とのバランスを取るものとする。

第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

1 生活環境施設の整備の必要性

農業地域では、高齢化の進行や若年層の都市部への流出、田園回帰からのUJIターンなど都市部からの新たな人の流れが進むことによる職業や生活意識が多様化などのため、地域の連帯意識が希薄化し、地域コミュニティ活動の低下が懸念される。

しかし、農業地域は、食料等の供給機能と多面的機能を有することから、地域住民の積極的な参加を促し、農業従事者等の福祉の向上、健康増進等生活環境の改善のため、集会施設等の生活環境施設の整備を進め、農村の持つ機能の維持拡大を図る。

2 生活環境施設の整備の構想

食料生産の場であり住民の生活の場である農山村において、農業従事者が快適に生活できるよう、農用地利用計画との整合を図り、優良農地の確保と地域活性化とのバランスに十分留意するとともに、幅広い住民に地域社会づくりに対する参加意識の醸成を図りつつ、都市と農村が近接する本県の特徴を活かし、集会施設など、健康増進や憩いの場となる生活環境施設を適正かつ効率的に整備する。

また、施設整備にあたっては、農業生産環境との関連に留意するとともに、地域の特性を踏まえ、他の類似施設との機能分担を明確にして整備を促進する。

参考資料 主な営農類型

(1) 組織経営体

営農類型		経営規模 (例示)	適応地域*		
			県南	県北	淡路
水稲作 主体	土地利用型 経営	経営面積 48ha (水稲、大豆、小麦、はくさい)	○	○	
		経営面積 70ha (水稲、小麦、大豆)	○	○	○

(2) 個別経営体

営農類型		経営規模 (例示)	適応地域		
			県南	県北	淡路
水稲作 主体	土地利用型 経営	経営面積 30ha (水稲、ばれいしょ、ねぎ、作業受託、その他)	○		
		経営面積 33ha (借地 30ha) (水稲 (酒米+うるち)、作業受託、小麦、黒大豆、その他)	○	○	
		経営面積 11ha (借地 10ha) (水稲、黒大豆、黒大豆枝豆、作業受託)	○		
		経営面積 8ha (水稲 8ha)	○	○	
野菜	露地栽培主体	経営面積 13.8ha (借地 9.6ha) (ブロッコリー、キャベツ、スイートコーン、水稲)	○		
		経営面積 3ha (たまねぎ、レタス、WCS 用稲)			○
		経営面積 2.1ha (だいこん、にんじん)	○		
		経営面積 30a (ピーマン)		○	
	施設栽培主体	経営面積 40a (トマト、きゅうり)	○		
		経営面積 30a (高設栽培いちご)	○	○	○
		経営面積 50a (葉物野菜、ほうれんそう、しゅんぎく、こまつな、露地ほう れんそう)	○		
果樹	露地栽培	経営面積 50a (ぶどう (シャインマスカット+ピオーネ))	○	○	○
		経営面積 1ha (なし)		○	
		経営面積 2.5ha (露地いちじく、キャベツ、加工キャベツ)	○		○
茶		経営面積 6ha (茶、加工受託)	○	○	

畜産	乳用牛	乳用牛 90 頭（経産牛 60 頭、育成牛 30 頭） 飼料作物等 延べ 4ha	○	○	○
		乳用牛 300 頭（経産牛 200 頭、育成牛 100 頭） 飼料作物等 延べ 10ha	○	○	○
		乳用牛 220 頭（経産牛 150 頭、育成牛 70 頭） 飼料作物等 延べ 15ha	○	○	○
	肉用牛繁殖	繁殖和牛 57 頭（成牛 50 頭、育成牛 7 頭） 飼料作物 延べ 5ha、放牧地 3ha	○	○	○
	肉用牛肥育	肥育（黒毛和種去勢）200 頭 飼料作物等 延べ 11ha	○	○	○
	肉用牛一貫 （繁殖＋肥育）	繁殖牛 75 頭、肥育牛 200 頭 飼料作物等 延べ 21ha	○	○	○
	採卵鶏	採卵鶏 150,000 羽	○	○	○
	ブロイラー	ブロイラー 51,000 羽	○	○	○

※ 県南：神戸、阪神、東播磨、北播磨、中播磨、西播磨、丹波農業地帯 県北：但馬農業地帯

※ 「農業経営の強化の促進に関する基本方針（令和 5 年 6 月 兵庫県）」から抜粋